

日本スポーツ振興センターの申請について

《日本スポーツ振興センター給付制度とは…》

学校生活(主に部活動中、体育や実験実習などの授業中、放課後や授業後の活動、学校行事など)における生徒の災害(負傷・宿泊行事における疾病・障害または死亡)に対して災害給付を行うものです。本校は、全校生徒が加入しています。

1. 給付金額

① 医療費

- 1件につき医療費総額が500点(窓口支払い1,500円)以上の災害が対象
- 健康保険、国民健康保険等に加入している生徒
医療費総額の4割(窓口支払い3割分に加え、見舞金として1割)が支給
- ひとり親家庭医療助成受給者
医療費が無料であるため、見舞金の1割のみ支給
- 生活保護世帯
医療費の給付は行われません

② 障害見舞金

- 障害の程度に応じて3,770万円(1級)から82万円(14級)が給付

③ 死亡見舞金

- 2,800万円が給付(運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は1,400万円)

2. 給付基準

- ① 同一の負傷・疾病に関する支給期間は、初診日から最長10年間
- ② 災害給付を受ける権利は、診療を受けた日より2年間請求を行わないと、時効により消滅します
- ③ 通学中の場合は給付額が半額となります。
交通事故等で損害賠償を受けたときは基本的に給付されません。

※ 傷害の治療が完了していなくても申請は可能です。申請から振込までに時間がかかりますので、通院しながらの手続きが望ましいです。

 窓口は保健室です 直接保健室で手続きをしてください

《申請から給付までの流れ》

※※※ 申請から給付まで、スムーズに進んで約 2 か月要します ※※※

